

## 2020(令和2)年度 認知症予防のための運動教室

(午前9時30分～午前10時30分)

内容は今までの筋力若返り運動と同様で、椅子座位や立位での筋トレ・バランス運動に加え、脳の活性化を目指した誰でも参加できる教室です。

☆会場は都合のつく場所にお越しください。(地域は問わず自由に参加できます。)

改善センター (月曜日)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	日	13	11	8	13	24	7	19	16	14	18	8	8
万沢ふれあいセンター (月曜日)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	日	20	25	22	20	31	14	26	30	21	25	15	15
総合会館 (金曜日)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	日	10	8	5	3	7/31	4	2	6	4	8	5	5
		24	22	19	17	21	25	16	20	11	22	19	19

【2019年度実績】(2020年2月21日現在)年44回開催、年間参加実人数179人、年間総参加人数1,827人

## 2020(令和2)年度 認知症予防のための出前運動教室

(水曜日 午後1時30分～午後4時)

※各地域の分館・公民館をお借りして行っています。開催地域以外の方の参加もお待ちしております。

日 時	4月15日	4月22日	5月13日	5月20日	6月10日	6月24日
午後1時30分から 午後2時30分まで	矢島上地域集会施設 (天王区)	十島分館 (十島区)	楮根区公民館 (楮根区)	徳間多目的研修センター (徳間区)	中沢公民館 (陵草区全域) 14:00～15:00	御堂公民館 (御堂区)
午後3時00分から 午後4時00分まで	坂下多目的集会センター (文京区)	下組分館 (内船全域)	大塩分館 (大塩区)	竹の沢多目的集会センター (皐月区)		向田多目的集会センター (向田区)
日 時	7月8日	7月22日	7月29日	8月26日	9月9日	9月23日
午後1時30分から 午後2時30分まで	御屋敷地域集会施設 (富士見区)	沢上地域集会施設 (新宿区)	井出分館 (井出区)	本郷分館 (本郷区)	中野分館 (中野区)	中央区地域集会施設 (中央区)
午後3時00分から 午後4時00分まで	西行地域集会施設 (朝日区)	平山公民館 (元宿区)	南部分館 (南部区)	成島分館 (成島区)	柳島ふるさと会館 (柳島区)	矢島上地域集会施設 (天王区)
日 時	10月14日	10月28日	11月11日	11月25日	12月2日	12月9日
午後1時30分から 午後2時30分まで	塩沢集会場 (大塩区)	上組分館 (内船全域)	東根熊多目的集会センター (皐月区)	梅島多目的集会センター (陵草区全域) 14:00～15:00	向田多目的集会センター (向田区)	越渡公民館 (朝日区)
午後3時00分から 午後4時00分まで	楮根区公民館 (楮根区)	十島分館 (十島区)	徳間多目的研修センター (徳間区)		御堂公民館 (御堂区)	御屋敷地域集会施設 (富士見区)
日 時	1月13日	1月27日	2月10日	2月24日	3月10日	3月24日
午後1時30分から 午後2時30分まで	上宿地域集会施設 (元宿区)	中組分館 (内船全域)	成島分館 (成島区)	柳島ふるさと会館 (柳島区)	中島地域集会施設 (文京区)	南部分館 (南部区)
午後3時00分から 午後4時00分まで	沢上地域集会施設 (新宿区)	井出分館 (井出区)	本郷分館 (本郷区)	中野分館 (中野区)	中央区地域集会施設 (中央区)	上組分館 (内船全域)

【2019年度実績】(2020年2月12日現在)年48回 31会場にて開催、年間参加実人数324人、年間総参加人数410人

☆佐野区については日程調整の上、別途開催を計画します。

【両教室ともタオル、健康手帳、飲み物をご持参ください。】

【両教室とも健康管理のために家に血圧計がある方は

血圧を測ってお越しください。】

お問合せ：南部町地域包括支援センター  
(役場分庁舎福祉保健課内)

☎ 64-4836(直通)

担当：理学療法士 金森 永次

# ふるさと納税の返礼品を募集します

本町では、令和元年度から地域資源及び生産者等のPR、販路拡大など地元経済の活性化を目指す目的で、南部町に対するふるさと納税（寄附金）寄附者へ特産品等の提供を行っています。そのため、寄附者への返礼品として本町の魅力を伝えられるもの、又は町のPRにつながる商品やサービスの提供を随時募集します。

## 【募集資格】

町内に住所を有する個人・法人又は団体等で町税の滞納がない事業者であること。

## 【募集する商品・サービス】

- ①本町の魅力を伝えられるもの、町のPRにつながるもの、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等。
- ②町内事業者が自ら製造、加工、採取、栽培、サービスの提供をしているもの、あるいは町内事業者が自らの商品として販売するもの。
- ③品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いません。
- ④飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日程度の賞味期限が保障されているもの。
- ⑤宿泊券・食事券等サービスの場合は、寄附者を記名したうえで原則有効期限が発行日から1年以上あること。ただし、季節やイベント等の開催期間に合わせ、予め提供期間を明示している権利又はサービスについてはこの限りとしません。

※ふるさと納税の趣旨に反するような次の商品を取り扱いしません。

- (ア) 金銭類似性の高いもの
- (イ) 資産性の高いもの

## 【応募方法】

返礼品として商品を登録申請する場合は、商品の画像データを添付のうえ、南部町ふるさと納税返礼品登録（変更）申請書を提出してください。サービスの提供により、返礼品とする事業の登録をする場合は、サービス内容が伝わる画像データ等を添付のうえ、南部町ふるさと納税返礼品事業登録（変更）申請書を提出してください。

### \* 留意事項

返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。登録をしても、選択されない場合もありますので、予めご了承ください。

### 申込み及びお問合せ

南部町役場 企画課 ☎66-3402（直通）

E-mail:kikaku@town.nanbu.yamanashi.jp

（詳細及び申請書の様式は南部町のホームページに掲載してありますのでご利用ください。）